

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

旧新 B	旧 A	旧 新 別
<p>大里郡寄居町大字富田字中居五五七番一地从先から 同郡同町大字牟礼字新井一七八番一地从先まで</p>	<p>大里郡寄居町大字富田字高田五八〇番四地从先から 同郡同町大字牟礼字蔵屋敷一〇二六番三地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・二五〜三三・一八</p>	<p>一〇・六五〜一二・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五五八・四七</p>	<p>一一一三・三六</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>一部は、寄居町に引き 継ぐ。</p>	<p>旧Aおよび旧新Bの</p>	<p>備 考</p>